様式第2号(第5条関係・全体評価)

環境配慮推進状況評価表(事業種類別)

部局名:農林部

事業種名:8 農業農村の整備 農道整備事業

1 取組の概要

本事業は、農道の整備を行うものであるが、近年は既存路線の拡幅や、既存橋梁の耐震化などが主な事業内容となっている。事業の実施にあたっては、埼玉県環境配慮方針に基づき、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負担を軽減するための取り組みを行っている。

2 主な成果

工事に伴い濁水が発生する場合は、バキューム等により回収し、適切に処分を 行い、環境に影響がないよう配慮を行った。

また、工事に使用する建設機械は排出ガス対策型を使用し、使用中以外はエンジンを停止させることにより、排出ガスの抑制行った。

3 今後の方針

近年の農道整備事業は、既存路線の拡幅や、既存橋梁の耐震化などが主な事業 内容のため、積極的に環境配慮に取り組むことが難しいところもあるが、各段階 において環境配慮について検討しながら、事業を行う。

4 課 題

環境配慮の取り組みは、事業の実施だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたり地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度:平成29年度 部局名:農林部

事業種名:公園、緑地の整備 農道整備事業

事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評
					価
大里比企北部	施工段階	9	7	77. 8	3
合計		9	7		

環境配慮推進状況評価表(事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	農道整備事業
	農道整備事業		(大里比企北部地区)
事業の規模	道路舗装改良工1式、橋梁補強工2 橋	実施場所	熊谷市玉作地内
計画期間	平成21年度~平成29年度	段階	事業終了

事業の概要:

本地区は、大里比企広域営農団地農道のうち、熊谷市の区間 8.2 kmを対象に実施した点検診断結果に基づき、耐震対策がなされていない橋梁と特に損傷の激しい路面の補修・補強を行い、道路機能の保全や延命化を図るものである。

別表 - 1を添付する。

総合評価

3

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・工事は現道改良に限定し、環境への影響を回避する。
- ・作業に伴い濁水が発生する場合には、バキューム等により回収し、現場で無害化をして放流するか処理 施設に処分を行う。
- ・建設機械等は排出ガス対策型を使用し、使用中以外はエンジンを停止させ、二酸化炭素の排出ガスを抑制する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

生物の生息・活動環境の保護に努めるなど自然環境の保全に努め、また河川の水質の改善や生物環境の保全にも留意しながら整備を進めていく必要がある。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
- なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
- なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記

入する

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

<u> </u>	<u> </u>	「人名米代刊・一世間に対ける状況には対する				
事	業名	農道整備事業 (大里比企北部地区)				
			配慮	時期	チェ	ック
基	本方向		調査・計	設計・始	該当	実施
		環境への負荷の少ない地域社会の実現	計画段階	施工段階		
基	本的配	慮事項1				
	大気汚	染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないよう配慮する。				
個		事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止する			~	~
別		の配慮する。				
個別事項	璟	環境対策型建設機械の採用を図る。			~	~
		慮事項2 施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。				
-		がみ亦の小ないに、トやて注え検討する				
倜						
個別事項		辺の景観に調和する施設整備に努める。			~	~
項						
基	本的配	慮事項3				
;	建設資	材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を打	佳進	する	0	
個		は材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の			~	~
個別事項		いもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				
置		現場発生品などの再利用に努める。 			~	~
- ,,		事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			/	/

		配慮	時期	チェ	ック
基之	本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
	本的配慮事項1				
	良好な農村地域の自然環境に配慮する。				
	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握				
/⊞	し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
個別事項	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
事	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	ſ		~	
垻	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基	本的配慮事項 2				
F	農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。				
	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	L			

	歴史的な施設について保全と活用を図る。			
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		>	V
	景観変化の緩和に配慮する。			
基	本的配慮事項3			
	農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。			
	都市と農村の交流やうるおいの堤を創出する			
	都市と農村の交流やうるおいの堤を創出する		 	
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの堤を創出する	<u> </u>	 	

		配慮	時期	チェ	ック
基本方向 3 県民等の自主的取組の促進		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報 る。	を県	民に	適t	刀に提	!供す
農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。					
個 機業 で 機能の は ない				>	
	実	施率	<u>K</u>	合計	合計
	(b/	'a (%	6))	(a)	(b)
	7	77.8		9	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✔印をつけ、✔の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✔印をつけ、✔の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5:実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4:実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3:実施率が、70%以上である。
- 2:実施率が、50%以上70%未満である。
- 1:実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業 にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3 以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記